

る条例及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

説明 人事院の給与勧告に準じ、行政職と消防職給料表の水準ならびに期末手当と勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、特定任期付職員の給料表と期末手当支給率を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

問 令和4年度以降の給与勧告の推移について伺います。

答 行政職の給与については、令和4年度に0.18%増、令和5年度に0.89%増の勧告が行われました。

問 本改正における全体的な改定幅の概要について伺います。

答 本改正では全号給が対象となっていますが、主に若年層に対して重点的に金額の引き上げがなされています。

審査結果 原案可決

■市長等の給与に関する条例の一部改正について

説明 内閣総理大臣などの特別職の期末手当の支給については一般職の国家公務員の例によることから、市長などの期末手当についても国の例に準じ支給率を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査結果 原案可決

■太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

説明 国会議員の期末手当の支給については一般職の国家公務員の例によることから、市議会議員の期末手当についても国の例に準じ支給率を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

問 議員報酬を改定する際の手続きについて伺います。

答 議員をはじめ特別職の報酬を増減する場合には、特別職報酬等審議会を市長の諮問により設置し、審議することが必要です。審議会で審議し、市長へ答申書を提出後、答申書を受けて特別職の条例改正議案の提出という流れになります。

審査結果 原案可決

■太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

説明 人事院の給与勧告に準じ、会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、期末手当の在職期間に応じた支給率を一般職の職員と同一にしようとするため、所要の改正を行うものです。

問 一般職の平均と比べて引き上げ率が高い要因について伺います。

答 会計年度任用職員の給料表は一般職の給料表と全く同じであり、多くの職員がⅠ級を使用していることから、職名などによって他の級も広く使用する一般職の職員よりも引き上げ率の平均が高くなっています。

審査結果 原案可決

■太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

説明 失業等給付の給付内容などを改正する雇用保険法などの一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査結果 原案可決

■太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

説明 大規模災害が発生した際に緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について、国の基準と均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

問 他市の支給状況について伺います。

答 県内他市において、現状、国と同様の基準で緊急消防援助隊手当を設置しているところはなく、今後、他市においても制定する動きになるものと見込まれます。

審査結果 原案可決

市民文教委員会

■太田市民一人ひとりの人権が尊重された差別のない社会を推進する条例の制定について

説明 人権を尊重するまちづくりを総合的に推進し、市民の人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性および能力が十分に発揮される社会の実現に向けて、条例を制定するものです。

問 基本理念に規定されている事項に関する具体的な施策の検討状況について伺います。

答 広報紙やホームページ、チラシなどを活用した人権尊重についての周知・啓発のほか、中学生前後の児童生徒を対象とした逐条解説の準備や、条文を5か国語に翻訳し、多文化共生センターおたや各行政センターなどへ配置することを検討しています。

問 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止を個別に規定した理由について伺います。

答 多くの外国人が暮らす本市の特徴を踏まえ、外国人も含め全ての市民の人権が尊重された差別のない社会の推進のために規定しました。

審査結果 原案可決

■太田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

説明 文化スポーツ部が所管する文化およびスポーツに関する事務のうち、教育委員会の権限に属する事務について、市長が管理し、執行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項により、条例を制定するものです。

問 職務権限の委譲に伴うデメリットについて伺います。

答 これまで教育委員会から委任を受け、市長部局において執行されていた事務に係る責任の所在が明確化されるな

どのメリットが大きく、特にデメリットは想定されないと考えます。

問 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく教育委員会への意見聴取の状況について伺います。

答 本年7月に教育委員に対し職務権限の委譲についての方針を説明したほか、10月および11月の教育委員会定例会において本条例の趣旨を説明するなど、丁寧な説明に努めており、意見聴取に対し特に異議がない旨を確認しています。

審査結果 原案可決

■太田市立図書館条例の一部改正について

説明 本案は、新田図書館が移転することに伴い、その位置を「新田反町町877番地」から「新田金井町6番地1」に変更するため、所要の改正を行うものです。

審査結果 原案可決



■指定管理者の指定について

説明 太田市尾島生涯学習センターおよび太田市世良田生涯学習センターを公益財団法人太田市シルバー人材センターに、それぞれ令和7年4月1日から3年間、指定管理者として管理を行わせようとするものです。

審査結果 原案可決

健康福祉委員会

■太田市老人福祉センター条例の一部改正について

説明 老人福祉センターを利用可能な満60歳から付添人を含め、市内住民においては使用料を無料とするため、所要の改正を行うものです。

問 本改正による減収の影響と効果について伺います。

答 令和5年度の実績では、付添人を含め696人の利用があり、3万4,900円の減収となりますが、改正により市内住民は全て無料となり、高齢者サービスの拡充が図られ、市民の健康増進や利用者の増加が期待されると考えます。

審査結果 原案可決

■太田市保健センター条例の一部改正について

説明 新田保健センターが完成予定のエアリスペースに移転することに伴い、所在地が変更になるため、所要の改正を行うものです。

問 利用開始日とオープンイベントについて伺います。

答 令和7年2月23日のオープン当日には、図書館、サービスセンターとの合同イベントとして、健康相談と健診室の内覧を行う予定です。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について

説明 太田市高齢者就労促進施設について、公益社団法人太田市シルバー人材センターに令和7年1月1日から4年3カ月間、指定管理者として管理を行わせようとするものです。

問 指定管理者の選定を非公募により行った理由について伺います。

答 本施設は働く意欲のある高齢者の就業機会を確保することを目的として設置された施設であり、高齢者の就業機会の提供や労働者派遣事業を実施している太田市シルバー人材センターが指定管理者として適当であることから、選定の手続きを進めました。

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について

説明 市内児童館および放課後児童クラブの指定管理者となる団体として公募を行った結果、それぞれ議案に記載の団体を指定し、令和7年4月1日から5年間、指定管理者として管理を行わせようとするものです。

問 指定管理候補者の審査結果において、施設運営の適切性について意見が付されたことへの対応について伺います。

答 所管課において施設の運営状況を注視し、検証した上で適切に指導していきたいと考えます。

問 放課後児童クラブの運営を保護者会から法人へ移行することによる効果・課題について伺います。

答 法人経営による民間ノウハウを活用したサービス提供の充実というメリットもありますが、保護者会が地域の実情にあわせ利用料を抑えつつ主体的に運営を行っているという話も聞いています。近年では、放課後児童クラブの運営を一般企業に任せる自治体も増えており、本市においても今後の運営の在り方について、他市の状況や動向などを注視し研究していきたいと考えます。

審査結果 原案可決

都市産業委員会

■太田国際貨物ターミナル条例の廃止について

説明 太田国際貨物ターミナルについて、令和6年度末をもって用途廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

問 太田国際貨物ターミナル設立から今までに投入した税金と借地料の額および算定根拠について伺います。

答 設立当初、土地の購入と建物の建設費として約16億円を費やしています。借地料の総額は約6,350万円で、太田市行政財産使用料条例の規定を算定根拠としています。

問 随意契約により株の売却先を決定